

# 舞鶴市優秀スポーツ賞表彰基準

## (趣旨)

第1条 本市のスポーツの普及振興及び競技力向上に資するため、スポーツ大会において優秀な成績を収めた者、又は団体、並びにスポーツの普及振興に貢献した者、又は団体に舞鶴市優秀スポーツ賞を授与する。

## (被表彰者及び表彰の種別と基準)

第2条 本市に居住、在学、勤務する者、及び本市出身者（本市の小学校、中学校、高等学校を卒業した者で本市が帰省先となっている者）で、表彰は優秀賞、特別賞及び特別優秀賞並びに功労賞とし、次の基準のいずれかを満たす者とする。

### (1) 優秀賞

全国大会において優秀な成績を収めた者、又は団体  
国際大会に出場した者、又は団体

### (2) 特別賞

国際大会において優秀な成績を収めた者、又は団体  
世界大会に出場した者、又は団体

### (3) 特別優秀賞

世界大会において優秀な成績を収めた者、又は団体  
オリンピック・パラリンピック等に出場した者、又は団体

### (4) 功労賞

多年にわたり優秀な選手の育成に功績のあった指導者（おおむね10年以上）、並びにスポーツの普及振興に功績のあった者、又は団体（おおむね20年以上）

## (被表彰者の推薦及び決定)

第3条 被表彰者については、関係各学校の校長または関係各競技団体の長の推薦に基づき、別に定める懇話会の意見を聴いて市長が決定する。

## (表彰の内容)

第4条 表彰は、表彰状と記念品を授与する。

## (表彰の時期)

第5条 表彰は毎年1回（市長が必要と認める場合は随時）とし、対象期間の翌年の3月末までに行う。

## (その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 2 月 5 日から施行する。